

## 栗橋駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定等について

環境経済部環境課

## 1 経緯

平成24年4月1日に路上喫煙の防止に関する条例を施行し、本条例に基づき、久喜駅周辺の「空き缶等ポイ捨て防止重点区域」に指定されている区域を「路上喫煙禁止区域」として指定したところです。

なお、本条例の制定にあたっては、久喜駅以外の駅前周辺についても、必要に応じて各駅周辺への拡大も含め指定箇所を見直していくこととしています。

また、同条例第7条においては、喫煙者を締め出すのではなく、喫煙者のマナー向上により喫煙者と非喫煙者がともに快適な生活環境を確保するという趣旨から、禁止区域内においても、市長が喫煙場所を指定した場合は、喫煙を認めることとしています。

市では久喜駅のほかに、令和2年4月に東鷲宮駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しております。

## 2 現状

- ・市民からは、同駅周辺の煙草のポイ捨てや、受動喫煙についての相談がたびたびあり、現地を確認したところ多くの吸殻が散見されています。
- ・栗橋駅西口、コンビニエンスストア前では、以前ボヤ騒ぎが起こるなどの被害が確認されています。
- ・駅周辺は一部、通学路として指定されており、児童・生徒の受動喫煙が懸念され、対応が急務となっています。

## 3 方針

現状を考慮し、受動喫煙を防止するとともに、喫煙者と非喫煙者の立場を尊重するということから、栗橋駅周辺を新たに路上喫煙禁止区域に指定するとともに、併せて喫煙所の設置を計画しています（別添のとおり）。

市では環境保全巡視員によるパトロールを実施していますが、栗橋地区の実施回数は現在週1日となっており、毎日のパトロールはできないのが現状です。喫煙所を設置することにより、パトロールできない時間についても受動喫煙を防ぐことができると考えられます。

また、同駅周辺の一部は、空き缶等ポイ捨て防止重点区域となっていますが、今回指定を予定している路上喫煙禁止区域内では、「煙草を吸わせない、ポイ捨てさせない」ことを基本としていることから、路上喫煙禁止区域と空き缶等ポイ

捨て防止重点区域は、同じ範囲が望ましいと考え、路上喫煙禁止区域の指定にあわせて、空き缶等ポイ捨て防止重点区域を拡大することを計画しています（別添のとおり）。

**別添 栗橋駅周辺路上喫煙禁止区域等（案）**

既存の空き缶等ポイ捨て防止重点区域を拡大したものを新たに路上喫煙禁止区域と空き缶等ポイ捨て防止重点区域に指定します。